

昭和二十三年政令第三百五十三号

検察審査会の名称及び管轄区域等を定める政令
内閣は、検察審査会法（昭和二十三年法律第四百十七号）第一条の規定に基き、この政令を制定する。

その所在地に検察審査会を置くべき地方裁判所及び地方裁判所支部を別表上欄記載の通り定め、当該検察審査会の名称及び管轄区域をそれぞれ同表中欄及び下欄の通り定める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十四年二月二十九日政令第四一一号）

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十四年七月一日から適用する。

附則（昭和二十五年三月三十一日政令第四五号）

この政令は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附則（昭和二十五年十二月三十一日政令第三六五号）

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十五年十一月二十日から適用する。

附則（昭和二十六年五月八日政令第一四〇号）

この政令は、昭和二十六年六月一日から施行する。

附則（昭和二十七年六月二十五日政令第二〇六号）

この政令は、昭和二十七年七月一日から施行する。

附則（昭和二十八年四月二十三日政令第八〇号）

この政令は、昭和二十八年六月一日から施行する。

附則（昭和二十九年四月二十四日政令第八七号）

この政令は、昭和二十九年五月一日から施行する。

附則（昭和三十年七月二十五日政令第一二五号）

この政令は、昭和三十年八月一日から施行する。

附則（昭和三十一年一月一日政令第二九四号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、検察審査会法第二条第一項各号に掲げる事項に關しては、昭和三十一年四月三十日まで、なお従前の例による。

附則（昭和三十一年四月三十一日政令第一六八号）

昭和三十一年四月三十日以前に鹿児島検察審査会に申立のあつたこの政令による改正後の名瀬検察審査会の管轄区域内に所在する検察庁に属する検察官がした公訴を提起しない処分は、鹿兒島検察審査会は、名瀬検察審査会にその事件を移送することができる。

附則（昭和三十一年四月三十一日政令第九一号）

この政令は、昭和三十一年五月一日から施行する。

附則（昭和三十一年四月二十六日政令第六八号）

この政令は、昭和三十一年五月一日から施行する。

附則（昭和三十三年四月二十五日政令第八六号）

この政令は、昭和三十三年五月一日から施行する。

附則（昭和三十三年五月一日から施行する）

この政令は、昭和三十四年四月一日から施行する。

附則（昭和三十五年四月二十六日政令第一一一号）

この政令は、昭和三十五年六月一日から施行する。

附則（昭和三十六年三月十八日政令第三二二号）

この政令は、昭和三十六年五月一日から施行する。

附則（昭和三十七年三月二十九日政令第八二二号）

この政令は、昭和三十七年五月一日から施行する。

附則（昭和三十八年五月二十四日政令第一七〇号）

この政令は、昭和三十八年六月一日から施行する。

附則（昭和四十二年七月二十八日政令第二一二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十四年四月一日政令第七三三号）

この政令は、昭和四十四年四月二十三日から施行する。

附則（昭和四十七年四月二十七日政令第九六号）

この政令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附則（昭和四十七年八月一日政令第三〇一〇号）

この政令は、昭和四十七年九月一日から施行する。

附則（昭和五十四年四月七日政令第一〇五五号）

この政令は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第九号）の施行の日から施行する。

附則（昭和六十二年二月二十五日政令第四二二二号）

この政令は、昭和六十二年五月一日から施行する。

附則（平成元年二月二十八日政令第三五三三号）

この政令は、平成二年四月一日から施行する。

附則（平成八年四月三十一日政令第一六八号）

この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成一三年四月三十一日政令第一六一号）

この政令は、平成一三年五月一日から施行する。

附則（平成一五年四月二十六日政令第二〇八号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令別表第三表徳山簡易裁判所の項の改正規定及び第二条の規定は、平成一十五年四月二十一日から施行する。

附則（平成一六年一〇月二十九日政令第三三四号）

この政令は、平成一六年十一月一日から施行する。

附則（平成一七年三月二十九日政令第五七号）

この政令は、平成一七年三月二十一日から施行する。

附則（平成二〇年七月四日政令第二二七号）

抄
この政令は、平成二十年七月十五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条及び附則第六条の規定 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十二号）第三条（検察審査会法（以下「法」という。）第一条第一項の改正規定に限る。）の規定の施行の日（平成二十一年四月一日）

三 この政令の施行の際現に高崎検察審査会、奈良検察審査会又は唐津検察審査会において審査中の事件で、中之条簡易裁判所、宇陀簡易裁判所又は伊万里簡易裁判所の管轄区域内に所在する検察庁に属する検察官のした公訴を提起しない処分に関する事件の管轄については、なお従前の例による。

附則（平成三年一月一日政令第三三三九号）

この政令は、平成四年一月一日から施行する。

附則（平成八年四月三十一日政令第一六八号）

この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成一三年四月三十一日政令第一六一号）

この政令は、平成一三年五月一日から施行する。

附則（平成一五年四月二十六日政令第二〇八号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令別表第三表徳山簡易裁判所の項の改正規定及び第二条の規定は、平成一十五年四月二十一日から施行する。

附則（平成一六年一〇月二十九日政令第三三四号）

この政令は、平成一六年十一月一日から施行する。

附則（平成一七年三月二十九日政令第五七号）

この政令は、平成一七年三月二十一日から施行する。

附則（平成二〇年七月四日政令第二二七号）

抄
この政令は、平成二十年七月十五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条及び附則第六条の規定 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十二号）第三条（検察審査会法（以下「法」という。）第一条第一項の改正規定に限る。）の規定の施行の日（平成二十一年四月一日）

三 この政令の施行の際現に高崎検察審査会、奈良検察審査会又は唐津検察審査会において審査中の事件で、中之条簡易裁判所、宇陀簡易裁判所又は伊万里簡易裁判所の管轄区域内に所在する検察庁に属する検察官のした公訴を提起しない処分に関する事件の管轄については、なお従前の例による。

附則（平成三年一月一日政令第三三三九号）

この政令は、平成四年一月一日から施行する。

附則（平成八年四月三十一日政令第一六八号）

この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成一三年四月三十一日政令第一六一号）

この政令は、平成一三年五月一日から施行する。

(第一条の規定による改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の検察審査会の名称及び管轄区域等を定める政令(附則第四条において「新令」という。)の規定により新たに置かれた検察審査会(次条において「新設検察審査会」という。)の検察審査会事務局長は、法第十三条第一項の規定にかかわらず、平成二十一年三月三十一日までに選定しなければならない第一群の検察審査員及び補充員については、平成二十一年五月一日までに選定すれば足りる。

2 前項の規定により選定された第一群の検察審査員及び補充員の任期は、法第十四条の規定にかかわらず、平成二十一年五月一日から同年七月三十一日までとする。

第三条 この政令の施行の際現に存する検察審査会が新設検察審査会と管轄区域を同じくするものは、平成二十一年四月三十日までの間、新設検察審査会の検察審査員候補者について、法第十二条の七第二号に規定する判断をするものとする。ただし、次の各号に掲げる検察審査会は、当該各号に定める新設検察審査会の検察審査員候補者について、当該判断をするものとする。

一 東京第一検察審査会 東京第三検察審査会及び東京第四検察審査会
二 東京第二検察審査会 東京第五検察審査会及び東京第六検察審査会
三 大阪第一検察審査会 大阪第三検察審査会
四 大阪第二検察審査会 大阪第四検察審査会

第四条 第一条の規定による改正前の検察審査会の名称及び管轄区域等を定める政令の規定により置かれた横浜検察審査会、さいたま検察審査会、千葉検察審査会、京都検察審査会、神戸検察審査会、広島検察審査会及び福岡検察審査会は、それぞれ新令の規定に基づく横浜第一検察審査会、さいたま第一検察審査会、千葉第一検察審査会、京都第一検察審査会、神戸第一検察審査会、広島第一検察審査会及び福岡第一検察審査会となり、同一性をもって存続するものとする。(第二条の規定による改正に伴う経過措置)

第五条 第二条の規定により廃止されることとなる検察審査会(次条において「廃止検察審査会」という。)の管轄区域内の市町村の選挙管理委員会は、法第十条第一項の規定にかかわらず、第二群から第四群までに属すべき検察審査員候補者の予定者については、同項の規定による選定を要しない。

第六条 廃止検察審査会において第二条の規定の施行前にした審査の申立ての受理その他の手続は、それぞれ同条の規定による改正後の検察審査会の名称及び管轄区域等を定める政令の規定により当該廃止検察審査会の管轄区域を管轄することとなる検察審査会(次項において「受入検察審査会」という。)においてした審査の申立ての受理その他の手続とみなす。

2 第二条の規定の施行前に廃止検察審査会にあてて発せられた申立書その他の書類で同条の規定の施行の際まだ受理されていないものは、受入検察審査会にあてたものとみなす。

附 則 (平成二十一年二月四日政令第一四号)
この政令は、平成二十一年四月二十日から施行する。

別表	地方裁判所及び地方裁判所支部	名称	管轄区域
東京地方裁判所	東京第一検察審査会 東京第二検察審査会 東京第三検察審査会 東京第四検察審査会 東京第五検察審査会	東京第一検察審査会 八丈島簡易裁判所管轄区域 伊豆大島簡易裁判所管轄区域 新島簡易裁判所管轄区域	東京簡易裁判所管轄区域 八丈島簡易裁判所管轄区域 伊豆大島簡易裁判所管轄区域 新島簡易裁判所管轄区域
東京地方裁判所立川支部	立川検察審査会	立川簡易裁判所管轄区域	立川簡易裁判所管轄区域
		八王子簡易裁判所管轄区域 武蔵野簡易裁判所管轄区域 青梅簡易裁判所管轄区域	八王子簡易裁判所管轄区域 武蔵野簡易裁判所管轄区域 青梅簡易裁判所管轄区域

横濱地方裁判所	横濱第一検察審査会 横濱第二検察審査会 横濱第三検察審査会	横濱第一検察審査会 横濱第二検察審査会 横濱第三検察審査会	横濱簡易裁判所管轄区域 神奈川簡易裁判所管轄区域 保土ヶ谷簡易裁判所管轄区域 川崎簡易裁判所管轄区域 鎌倉簡易裁判所管轄区域 藤沢簡易裁判所管轄区域 相模原簡易裁判所管轄区域
横濱地方裁判所横須賀支部	横須賀検察審査会	横須賀検察審査会	横須賀簡易裁判所管轄区域
横浜地方裁判所小田原支部	小田原検察審査会	小田原検察審査会	小田原簡易裁判所管轄区域
さいたま地方裁判所	さいたま第一検察審査会 さいたま第二検察審査会	さいたま第一検察審査会 さいたま第二検察審査会	さいたま簡易裁判所管轄区域 川口簡易裁判所管轄区域 大宮簡易裁判所管轄区域 久喜簡易裁判所管轄区域 越谷簡易裁判所管轄区域
さいたま地方裁判所川越支部	川越検察審査会	川越検察審査会	川越簡易裁判所管轄区域
さいたま地方裁判所熊谷支部	熊谷検察審査会	熊谷検察審査会	熊谷簡易裁判所管轄区域 本庄簡易裁判所管轄区域 秩父簡易裁判所管轄区域
千葉地方裁判所	千葉第一検察審査会 千葉第二検察審査会	千葉第一検察審査会 千葉第二検察審査会	千葉簡易裁判所管轄区域 佐倉簡易裁判所管轄区域 千葉一宮簡易裁判所管轄区域 市川簡易裁判所管轄区域
千葉地方裁判所松戸支部	松戸検察審査会	松戸検察審査会	松戸簡易裁判所管轄区域
千葉地方裁判所木更津支部	木更津検察審査会	木更津検察審査会	木更津簡易裁判所管轄区域
千葉地方裁判所八日市場支部	八日市場検察審査会	八日市場検察審査会	八日市場簡易裁判所管轄区域
水戸地方裁判所	水戸検察審査会	水戸検察審査会	水戸簡易裁判所管轄区域
水戸地方裁判所土浦支部	土浦検察審査会	土浦検察審査会	土浦簡易裁判所管轄区域
水戸地方裁判所下妻支部	下妻検察審査会	下妻検察審査会	下妻簡易裁判所管轄区域

宇都宮地方裁判所	宇都宮地方裁判所大田原支部	宇都宮地方裁判所栃木支部	宇都宮地方裁判所足利支部	前橋地方裁判所	前橋地方裁判所太田支部	前橋地方裁判所高崎支部	静岡地方裁判所	静岡地方裁判所沼津支部	静岡地方裁判所浜松支部	甲府地方裁判所	長野地方裁判所	長野地方裁判所上田支部	長野地方裁判所松本支部	長野地方裁判所飯田支部	新潟地方裁判所																											
宇都宮檢察審査会	大田原檢察審査会	栃木檢察審査会	足利檢察審査会	前橋檢察審査会	太田檢察審査会	高崎檢察審査会	静岡檢察審査会	沼津檢察審査会	浜松檢察審査会	甲府檢察審査会	長野檢察審査会	上田檢察審査会	松本檢察審査会	飯田檢察審査会	新潟檢察審査会																											
古河簡易裁判所管轄区域	宇都宮簡易裁判所管轄区域	真岡簡易裁判所管轄区域	大田原簡易裁判所管轄区域	小山簡易裁判所管轄区域	足利簡易裁判所管轄区域	前橋簡易裁判所管轄区域	伊勢崎簡易裁判所管轄区域	沼田簡易裁判所管轄区域	中之条簡易裁判所管轄区域	太田簡易裁判所管轄区域	館林簡易裁判所管轄区域	桐生簡易裁判所管轄区域	高崎簡易裁判所管轄区域	藤岡簡易裁判所管轄区域	群馬富岡簡易裁判所管轄区域	静岡簡易裁判所管轄区域	清水簡易裁判所管轄区域	島田簡易裁判所管轄区域	沼津簡易裁判所管轄区域	熱海簡易裁判所管轄区域	三島簡易裁判所管轄区域	下田簡易裁判所管轄区域	富士簡易裁判所管轄区域	富士吉田簡易裁判所管轄区域	都留簡易裁判所管轄区域	鵜沢簡易裁判所管轄区域	甲府簡易裁判所管轄区域	掛川簡易裁判所管轄区域	浜松簡易裁判所管轄区域	長野簡易裁判所管轄区域	飯山簡易裁判所管轄区域	上田簡易裁判所管轄区域	佐久簡易裁判所管轄区域	木曾福島簡易裁判所管轄区域	大町簡易裁判所管轄区域	諏訪簡易裁判所管轄区域	岡谷簡易裁判所管轄区域	飯田簡易裁判所管轄区域	伊那簡易裁判所管轄区域	新潟簡易裁判所管轄区域	新津簡易裁判所管轄区域	三条簡易裁判所管轄区域

新潟地方裁判所新発田支部	新潟地方裁判所長岡支部	新潟地方裁判所高田支部	新潟地方裁判所佐渡支部	大阪地方裁判所	大阪地方裁判所堺支部	大阪地方裁判所岸和田支部	京都地方裁判所	京都地方裁判所宮津支部	京都地方裁判所舞鶴支部	神戸地方裁判所	神戸地方裁判所伊丹支部	神戸地方裁判所伊丹支部	神戸地方裁判所姫路支部	新発田檢察審査会	長岡檢察審査会	高田檢察審査会	佐渡檢察審査会	大阪第一檢察審査会	大阪第二檢察審査会	大阪第三檢察審査会	大阪第四檢察審査会	堺檢察審査会	岸和田檢察審査会	京都第一檢察審査会	京都第二檢察審査会	宮津檢察審査会	舞鶴檢察審査会	神戸第一檢察審査会	神戸第二檢察審査会	伊丹檢察審査会	姫路檢察審査会	新発田簡易裁判所管轄区域	村上簡易裁判所管轄区域	長岡簡易裁判所管轄区域	十日町簡易裁判所管轄区域	柏崎簡易裁判所管轄区域	南魚沼簡易裁判所管轄区域	高田簡易裁判所管轄区域	糸魚川簡易裁判所管轄区域	佐渡簡易裁判所管轄区域	大阪簡易裁判所管轄区域	大阪池田簡易裁判所管轄区域	豊中簡易裁判所管轄区域	吹田簡易裁判所管轄区域	茨木簡易裁判所管轄区域	東大阪簡易裁判所管轄区域	枚方簡易裁判所管轄区域	堺簡易裁判所管轄区域	富田林簡易裁判所管轄区域	羽曳野簡易裁判所管轄区域	岸和田簡易裁判所管轄区域	左野簡易裁判所管轄区域	京都簡易裁判所管轄区域	伏見簡易裁判所管轄区域	右京簡易裁判所管轄区域	向日町簡易裁判所管轄区域	木津簡易裁判所管轄区域	宇治簡易裁判所管轄区域	園部簡易裁判所管轄区域	亀岡簡易裁判所管轄区域	宮津簡易裁判所管轄区域	京丹後簡易裁判所管轄区域	舞鶴簡易裁判所管轄区域	福知山簡易裁判所管轄区域	神戸簡易裁判所管轄区域	尼崎簡易裁判所管轄区域	西宮簡易裁判所管轄区域	明石簡易裁判所管轄区域	洲本簡易裁判所管轄区域	伊丹簡易裁判所管轄区域	篠山簡易裁判所管轄区域	柏原簡易裁判所管轄区域	姫路簡易裁判所管轄区域	加古川簡易裁判所管轄区域	社簡易裁判所管轄区域	龍野簡易裁判所管轄区域
--------------	-------------	-------------	-------------	---------	------------	--------------	---------	-------------	-------------	---------	-------------	-------------	-------------	----------	---------	---------	---------	-----------	-----------	-----------	-----------	--------	----------	-----------	-----------	---------	---------	-----------	-----------	---------	---------	--------------	-------------	-------------	--------------	-------------	--------------	-------------	--------------	-------------	-------------	---------------	-------------	-------------	-------------	--------------	-------------	------------	--------------	--------------	--------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------------	-------------	--------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------------	------------	-------------

神戶地方裁判所豊岡支部	豊岡檢察審査会	豊岡簡易裁判所管轄区域
奈良地方裁判所	奈良檢察審査会	奈良簡易裁判所管轄区域
奈良地方裁判所葛城支部	葛城檢察審査会	葛城簡易裁判所管轄区域
宇陀簡易裁判所管轄区域		宇陀簡易裁判所管轄区域
五條簡易裁判所管轄区域		五條簡易裁判所管轄区域
吉野簡易裁判所管轄区域		吉野簡易裁判所管轄区域
大津地方裁判所	大津檢察審査会	大津簡易裁判所管轄区域
高島簡易裁判所管轄区域		高島簡易裁判所管轄区域
甲賀簡易裁判所管轄区域		甲賀簡易裁判所管轄区域
彦根簡易裁判所管轄区域		彦根簡易裁判所管轄区域
大津地方裁判所彦根支部	彦根檢察審査会	大津簡易裁判所管轄区域
東近江簡易裁判所管轄区域		東近江簡易裁判所管轄区域
長浜簡易裁判所管轄区域		長浜簡易裁判所管轄区域
和歌山地方裁判所	和歌山檢察審査会	和歌山簡易裁判所管轄区域
湯淺簡易裁判所管轄区域		湯淺簡易裁判所管轄区域
妙寺簡易裁判所管轄区域		妙寺簡易裁判所管轄区域
橋本簡易裁判所管轄区域		橋本簡易裁判所管轄区域
御坊簡易裁判所管轄区域		御坊簡易裁判所管轄区域
和歌山地方裁判所田辺支部	田辺檢察審査会	和歌山簡易裁判所管轄区域
串本簡易裁判所管轄区域		串本簡易裁判所管轄区域
新宮簡易裁判所管轄区域		新宮簡易裁判所管轄区域
名古屋地方裁判所	名古屋第一檢察審査会 名古屋第二檢察審査会	名古屋簡易裁判所管轄区域
春日井簡易裁判所管轄区域		春日井簡易裁判所管轄区域
瀬戸簡易裁判所管轄区域		瀬戸簡易裁判所管轄区域
津島簡易裁判所管轄区域		津島簡易裁判所管轄区域
一宮簡易裁判所管轄区域		一宮簡易裁判所管轄区域
大田簡易裁判所管轄区域		大田簡易裁判所管轄区域
半田簡易裁判所管轄区域		半田簡易裁判所管轄区域
岡崎簡易裁判所管轄区域		岡崎簡易裁判所管轄区域
安城簡易裁判所管轄区域		安城簡易裁判所管轄区域
豊田簡易裁判所管轄区域		豊田簡易裁判所管轄区域
豊橋簡易裁判所管轄区域		豊橋簡易裁判所管轄区域
新城簡易裁判所管轄区域		新城簡易裁判所管轄区域
津地方裁判所	津檢察審査会	津簡易裁判所管轄区域
鈴鹿簡易裁判所管轄区域		鈴鹿簡易裁判所管轄区域
松阪簡易裁判所管轄区域		松阪簡易裁判所管轄区域
熊野簡易裁判所管轄区域		熊野簡易裁判所管轄区域
尾鷲簡易裁判所管轄区域		尾鷲簡易裁判所管轄区域
伊賀簡易裁判所管轄区域		伊賀簡易裁判所管轄区域
四日市簡易裁判所管轄区域		四日市簡易裁判所管轄区域
桑名簡易裁判所管轄区域		桑名簡易裁判所管轄区域
伊勢簡易裁判所管轄区域		伊勢簡易裁判所管轄区域
岐阜地方裁判所伊勢支部	伊勢檢察審査会	岐阜簡易裁判所管轄区域
郡上簡易裁判所管轄区域		郡上簡易裁判所管轄区域
高山簡易裁判所管轄区域		高山簡易裁判所管轄区域
岐阜地方裁判所	岐阜檢察審査会	

岐阜地方裁判所大垣支部	大垣檢察審査会	大垣簡易裁判所管轄区域
岐阜地方裁判所多治見支部	多治見檢察審査会	多治見簡易裁判所管轄区域
福井地方裁判所	福井檢察審査会	福井簡易裁判所管轄区域
御嵩簡易裁判所管轄区域		御嵩簡易裁判所管轄区域
中津川簡易裁判所管轄区域		中津川簡易裁判所管轄区域
金沢地方裁判所	金沢檢察審査会	金沢簡易裁判所管轄区域
小松簡易裁判所管轄区域		小松簡易裁判所管轄区域
七尾簡易裁判所管轄区域		七尾簡易裁判所管轄区域
輪島簡易裁判所管轄区域		輪島簡易裁判所管轄区域
珠洲簡易裁判所管轄区域		珠洲簡易裁判所管轄区域
富山地方裁判所	富山檢察審査会	富山簡易裁判所管轄区域
魚津簡易裁判所管轄区域		魚津簡易裁判所管轄区域
高岡簡易裁判所管轄区域		高岡簡易裁判所管轄区域
砺波簡易裁判所管轄区域		砺波簡易裁判所管轄区域
富山地方裁判所高岡支部	高岡檢察審査会	富山簡易裁判所管轄区域
東広島簡易裁判所管轄区域		東広島簡易裁判所管轄区域
可部簡易裁判所管轄区域		可部簡易裁判所管轄区域
大竹簡易裁判所管轄区域		大竹簡易裁判所管轄区域
呉簡易裁判所管轄区域		呉簡易裁判所管轄区域
竹原簡易裁判所管轄区域		竹原簡易裁判所管轄区域
尾道簡易裁判所管轄区域		尾道簡易裁判所管轄区域
福山簡易裁判所管轄区域		福山簡易裁判所管轄区域
府中簡易裁判所管轄区域		府中簡易裁判所管轄区域
三次簡易裁判所管轄区域		三次簡易裁判所管轄区域
庄原簡易裁判所管轄区域		庄原簡易裁判所管轄区域
山口地方裁判所	山口檢察審査会	山口簡易裁判所管轄区域
防府簡易裁判所管轄区域		防府簡易裁判所管轄区域
船木簡易裁判所管轄区域		船木簡易裁判所管轄区域
宇部簡易裁判所管轄区域		宇部簡易裁判所管轄区域
周南簡易裁判所管轄区域		周南簡易裁判所管轄区域
萩簡易裁判所管轄区域		萩簡易裁判所管轄区域
長門簡易裁判所管轄区域		長門簡易裁判所管轄区域
岩国簡易裁判所管轄区域		岩国簡易裁判所管轄区域
柳井簡易裁判所管轄区域		柳井簡易裁判所管轄区域
下関簡易裁判所管轄区域		下関簡易裁判所管轄区域
岡山簡易裁判所管轄区域		岡山簡易裁判所管轄区域
玉野簡易裁判所管轄区域		玉野簡易裁判所管轄区域
児島簡易裁判所管轄区域		児島簡易裁判所管轄区域
高梁簡易裁判所管轄区域		高梁簡易裁判所管轄区域
新見簡易裁判所管轄区域		新見簡易裁判所管轄区域
倉敷簡易裁判所管轄区域		倉敷簡易裁判所管轄区域
岡山地方裁判所倉敷支部	倉敷檢察審査会	

岡山地方裁判所津山支部	津山檢察審査会	笠岡簡易裁判所管轄区域 岡山簡易裁判所管轄区域 勝山簡易裁判所管轄区域
鳥取地方裁判所	鳥取檢察審査会	鳥取簡易裁判所管轄区域 倉吉簡易裁判所管轄区域
鳥取地方裁判所米子支部	米子檢察審査会	米子簡易裁判所管轄区域
松江地方裁判所	松江檢察審査会	松江簡易裁判所管轄区域 雲南簡易裁判所管轄区域 出雲簡易裁判所管轄区域 浜田簡易裁判所管轄区域 益田簡易裁判所管轄区域 川本簡易裁判所管轄区域
松江地方裁判所西郷支部	西郷檢察審査会	西郷簡易裁判所管轄区域
福岡地方裁判所	福岡第一檢察審査会 福岡第二檢察審査会	福岡簡易裁判所管轄区域 宗像簡易裁判所管轄区域 甘木簡易裁判所管轄区域
福岡地方裁判所飯塚支部	飯塚檢察審査会	飯塚簡易裁判所管轄区域 直方簡易裁判所管轄区域 田川簡易裁判所管轄区域
福岡地方裁判所久留米支部	久留米檢察審査会	久留米簡易裁判所管轄区域 うきは簡易裁判所管轄区域
福岡地方裁判所柳川支部	柳川檢察審査会	柳川簡易裁判所管轄区域 大牟田簡易裁判所管轄区域
福岡地方裁判所小倉支部	小倉檢察審査会	小倉簡易裁判所管轄区域 折尾簡易裁判所管轄区域 行橋簡易裁判所管轄区域
佐賀地方裁判所	佐賀檢察審査会	佐賀簡易裁判所管轄区域 鳥栖簡易裁判所管轄区域 武雄簡易裁判所管轄区域 鹿島簡易裁判所管轄区域 伊万里簡易裁判所管轄区域 唐津簡易裁判所管轄区域
長崎地方裁判所	長崎檢察審査会	長崎簡易裁判所管轄区域 大村簡易裁判所管轄区域 諫早簡易裁判所管轄区域 島原簡易裁判所管轄区域
長崎地方裁判所佐世保支部	佐世保檢察審査会	佐世保簡易裁判所管轄区域 平戸簡易裁判所管轄区域
長崎地方裁判所五島支部	五島檢察審査会	五島簡易裁判所管轄区域 新上五島簡易裁判所管轄区域
長崎地方裁判所厳原支部	厳原檢察審査会	厳原簡易裁判所管轄区域 上果簡易裁判所管轄区域 杵岐簡易裁判所管轄区域

大分地方裁判所	大分檢察審査会	大分簡易裁判所管轄区域 別府簡易裁判所管轄区域 杵築簡易裁判所管轄区域 日田簡易裁判所管轄区域 竹田簡易裁判所管轄区域 佐伯簡易裁判所管轄区域 臼杵簡易裁判所管轄区域
大分地方裁判所中津支部	中津檢察審査会	中津簡易裁判所管轄区域 豊後高田簡易裁判所管轄区域
熊本地方裁判所	熊本檢察審査会	熊本簡易裁判所管轄区域 宇城簡易裁判所管轄区域 荒尾簡易裁判所管轄区域 玉名簡易裁判所管轄区域 山鹿簡易裁判所管轄区域 御船簡易裁判所管轄区域 阿蘇簡易裁判所管轄区域 高森簡易裁判所管轄区域 天草簡易裁判所管轄区域 牛深簡易裁判所管轄区域
熊本地方裁判所八代支部	八代檢察審査会	八代簡易裁判所管轄区域 水俣簡易裁判所管轄区域 人吉簡易裁判所管轄区域
鹿児島地方裁判所	鹿児島檢察審査会	鹿児島簡易裁判所管轄区域 伊集院簡易裁判所管轄区域 種子島簡易裁判所管轄区域 屋久島簡易裁判所管轄区域 加治木簡易裁判所管轄区域 大口簡易裁判所管轄区域 知覧簡易裁判所管轄区域 加世田簡易裁判所管轄区域 指宿簡易裁判所管轄区域 川内簡易裁判所管轄区域 出水簡易裁判所管轄区域 甑島簡易裁判所管轄区域
鹿児島地方裁判所名瀬支部	名瀬檢察審査会	名瀬簡易裁判所管轄区域 徳之島簡易裁判所管轄区域
鹿児島地方裁判所鹿屋支部	鹿屋檢察審査会	鹿屋簡易裁判所管轄区域 大隅簡易裁判所管轄区域
宮崎地方裁判所	宮崎檢察審査会	宮崎簡易裁判所管轄区域 宮崎簡易裁判所管轄区域 日南簡易裁判所管轄区域
宮崎地方裁判所都城支部	都城檢察審査会	都城簡易裁判所管轄区域 小林簡易裁判所管轄区域
宮崎地方裁判所延岡支部	延岡檢察審査会	延岡簡易裁判所管轄区域 日向簡易裁判所管轄区域

